

鳥取縣公報

昭和十八年一月十五日
第千三百九十九號

金曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5判

縣令

◆鳥取縣令第三號

森林組合技術員設置補助規程左ノ通定ム

昭和十八年一月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

森林組合技術員設置補助規程

第一條 森林組合ニ於ケル計畫施業ノ實施ニ従事スル技術員ノ設置ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ノ額ハ技術員俸給ノ二分ノ一以内トス

第三條 補助金ノ交付ヲ受クベキ技術員ハ左記各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルモノトス

一、甲種農業學校又ハ之ト同等以上ノ程度ノ學校ニ於テ林業ニ關スル科目ヲ履修シ之ヲ卒業シ三年以上森林施業ニ關スル

目次

● 縣令	一頁
● 森林組合技術員設置補助規程	一頁
● 鳥取縣會計規則中改正	一頁
○ 告示	一頁
● 出荷統制組合ニ對シ出荷計畫承認	三頁
● 建築物配給統制要綱改正	六頁
○ 彙報	七頁
● 總てを戦争生活へ	七頁
● 薬工品増産に生徒児童の協力	九頁
● 火氣に注意せよ	一〇頁
● 其の他	一〇頁

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十八年一月十五日
第千三百九十九號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

00477

實務ニ従事シタル者

二、前號ニ該當スル者ト同等以上ノ學識又ハ經驗アリト認ムル者

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケ技術員ヲ選任又ハ之ヲ解任セントスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

前項ニ依リ技術員ヲ選任又ハ解任シタルトキハ直ニ知事ニ報告スベシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル森林組合ハ申請書ニ事業計畫書、收支豫算書ヲ添ヘ毎年一月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ

前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル森林組合ハ前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ知事ニ届出ツベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル森林組合ハ其ノ組合事業年度終了後三ヶ月以内ニ事業成績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スベシ

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル森林組合左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一、本規程ニ違反シタルトキ

三、補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四、支出額ガ補助金交付當時ノ豫算額ニ達セザルトキ

附 則

第九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 第五條中一月三十一日迄トアルハ昭和十七年度ニ限り昭和十八年一月二十五日迄トス

様式第一號

森林組合技術員設置費補助申請書

昭和 年度ニ於テ森林組合技術員別紙ノ通り設置致度候補補助金交付相成度森林組合技術員設置補助規程ニ依リ關係書類相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

郡 市 町 村

追補責任 町村森林組合

組合長 理事 氏 名

知事 宛

00478

別紙様式

(イ) 昭和 年度森林組合技術員設置計畫書

技術員數	俸給	事務費	計	設置 豫定額	備考
人	圓	圓	圓	圓	備考
圓	圓	圓	圓	圓	給料月額何
圓	圓	圓	圓	圓	圓何ヶ月分

(ロ) 昭和 年度森林組合技術員設置費收支豫算書

種 別	區 分	本年度 前年度 對 比			備 考
		豫算額	豫算額	増減	
俸 給	縣費補助金	圓	圓	圓	
	組合負擔金	圓	圓	圓	
事務費	組合負擔金	圓	圓	圓	
	組合負擔金	圓	圓	圓	

注意

一、收支豫算書ニハ豫算決議錄原本ヲ添付スベシ

様式第七號

森林組合技術員選任(解任)承認申請書

住所 氏 名

一、技術員

一、選任者給料

一、選任(解任)ノ事由

右技術員選任(又ハ解任)致度候補承認相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

郡 市 町 村

追補責任 町村森林組合

組合長 理事 氏 名

知事 宛

注意

一、選任ノ場合ハ履歷書ノ添付ヲ要ス

(イ) 昭和 年度森林組合技術員設置成績書

様式第三號

00479

技術員 諸給與額	丙勤	出張日數	公暇	缺勤	日數計備考
氏名	俸給事務計	日數	區域内	區域外	日數

(ロ) 昭和 年度森林組合技術員設置費決算書

技術員數	俸給豫算額	俸給決算額	對比増減
補助金組合負擔金計	補助金負擔金計	補助金負擔金計	補助金負擔金計

注意

一、對比増減アリタルトキハ其ノ事由ヲ記載スルヲ要ス

鳥取縣令第四號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年一月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 第二條中「總務部 經濟部」ヲ「內政部」ニ改メ「學務部」ヲ削ル
- 第五條中「總務部 經濟部 學務部」ヲ「內政部」ニ改ム
- 第十一條中「知事官房主事 總務部各課長 經濟部各課長」ヲ「知事官房各課長 內政部長」ニ改メ「學務部長」ヲ削リ「總務部長」ヲ「官房長」ニ改ム
- 第十二條中「總務部長」ヲ「官房長」ニ改ム
- 第十七條中「官房主事」ヲ削ル
- 第十八條中「總務部長」ヲ「官房長」ニ改ム
- 第十九條中「總務部」ヲ「知事官房」ニ改ム
- 第二十條中「官房主事」ヲ削リ「總務部」ヲ「知事官房」ニ改ム

00480

第五十七條中「各縣ノ收支命令者」ノ次ニ「及鳥取市」在リテハ岩美地方事務所タル地方事務官米子市ニ在リテハ西伯地方事務所長タル地方事務官「毎年度」ノ次ニ「其所管ニ屬スル」ヲ加ヘ「總務部長」ヲ「官房長」ニ改メ「官房主事」ヲ削ル

第五十九條中「總務部長」ヲ「官房長」ニ改ム

第九十一條中「總務部」ヲ「知事官房」ニ改ム

告示

鳥取縣告示第十二號

鮮魚介配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ左記出荷統制組合ニ對シ昭和十七年度分(一、二、三月)出荷計畫ヲ承認セリ

昭和十八年一月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一、鳥取市 賀露町 賀露鮮魚介出荷統制組合
- 一、岩美郡 東村 同
- 一、同 浦富町 同
- 一、同 田後村 同
- 一、同 網代村 同
- 一、同 大岩村 同
- 一、同 福部村 同
- 一、氣高郡 酒津村 同
- 一、同 青谷町 同
- 一、同 赤碕町 同
- 一、東伯郡 泊村 同
- 一、同 赤碕町 同
- 一、西伯郡 御來屋町 同
- 一、同 澁江町 同
- 一、同 汗東 同
- 一、同 汗西 同

00481

鳥取縣告示第十三號

建築用物資配給統制要綱左ノ通改正ス

昭和十八年一月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 第二條第一項ニ左ノ二號ヲ加フ
- 十一 並厚板硝子
- 十二 木毛セメント板

正 誤

昭和十七年十二月二十六日鳥取縣告示第八百十九號煉炭及豆炭ノ最高販賣價格中左ノ通正誤ス

一、孔明煉炭ノ表中

種類欄
高四寸モノ
四寸モノ
高四寸モノ
四寸モノ

誤
正

販賣價格欄

一二七	一四四	一二七	一四四
一三四	一五一	一三四	一五一
一四二	一六〇	一四三	一六〇
一九九	二二七	一九九	二二七
二一一	二二九	二一一	二二九
二二六	二五四	二二六	二五四
三一四	三五九	三一四	三五九
三三二	三七七	三三二	三七七
三五二	三九七	三五二	三九七

二、豆炭ノ表中

卸賣業者最高販賣價格欄

容器付運 容器付建

00482

彙 報

總てを戦争生活へ

戦争第三年は舉國決戦の年
個人生活の殘滓を清算せん

昭和十八年の新春を迎へて我等はいよ／＼米英撃滅大東亞戦争の第三年に入つた。顧るに大詔を奉戴して異常なる感激の下に起つた第一年は、極めて僅少なる日數ではあつたが戦の劈頭に敵に初太刀を浴びせて、米英の東亞に於ける覇權の象徴たる香港グアムを屠り、第二年は過去數百年に亘つて敵の築いた東亞に於ける勢力をその圏外に掃蕩して新東亞建設の基底を固め、更に長驅敵陣營を衝いて心膽を寒からしめたのであるが、こゝに第三年に入つて彼は反攻の態勢を整へて緒戦に於ける失敗を挽回せんとし懸命の努力を盡してゐるのであつて、本年よりの兩三年こそは巨大米英撃滅の大決戦の最大高潮期であることを我等は覺悟しなければならぬのである。

もと／＼この米英撃滅の戦が、洵に容易ならざる戦であることは全國民均しく豫期してゐるところであるが、目下北はソリューシャンより南太平洋、ビルマ國境に於て敵の執拗に行ひつゝある反撃は、前線皇軍將兵をしてまさ／＼とこれを休戦せしめてゐる。我々國民は正にいよ／＼鐵石の決意と必勝の信念の下に、その一人々々が全力を結集してこれに當らなければならぬ。所謂食ふか食はれるかの戦であることを肝に銘じ、米英撃滅大東亞の新秩序建設に死闘を敢行しなければならないのである。

◆ そも／＼我が國民の愛國心が世界に比類なく、必勝の信念亦斷乎として敵を壓することは疑いないところである。しかし國民中或は忠勇なる皇軍の武威に信頼するの餘り、現下の戦局の重大さを眞に把握しないで必死決戦意識になほ及ばざるものがありはしないか、我等は儼として自省しなければならぬと信ずるものである。

◆ 現今の戦争が決して前線に於ける將兵の力のみによつて勝敗を決し得るものでないことは誰も知つてゐる。全國民全職域の總力結集によらなければ戦捷を得る事は不可能である。然し戦争の行はれてゐる所は極めて遠く、偉大なる皇軍の武威は戦へば勝ち攻むれば取る。そして我々は未だ空襲らしき空襲をも我が國土の上

00483

に受けないのである。國民中なほ必死の決戦意識に不十分なるものが存在することも亦無理からぬ現象といはねばなるまい。しかし今や戦の現勢はかゝる微温的國內態勢を許さないことを全國民が自覚しなければならぬのである。

◆ 全國民全戦域の總力結集とは何か、それは我々統後の國民一人々々が戦の現段階並に將來を確認して、非常なる決意の下に前線將兵と一体となり、個人の私的生活を擧げて國家目的に歸し、敢然として戦捷の爲に全生活を捧ぐるにある。即ち全國民が全戦域を通じて聖戦完勝に邁進しなければならぬのである。

我等はこれまで自己の生活を確保する爲に農業を営み工業に勵み商業にいそしんだ。或は進んで社會公衆の利益に貢献し、延いては國益に資せんとして各々その業に精勵した。しかし今やこれらの業務に従事することは、決してかゝる個人の日常生活乃至は社會公共といつた程度の微温的生活の爲ではない。必ず敗けてはならぬ戦に是非勝たんが爲に、負けたら食はれねばならぬこの戦に勝ち抜いて頑敵を擲き伏せてしまふ爲に、總力を擧げて各々その戦域を通じて闘ふのである。

◆ 今や國內の勞務は各處に不足してゐるが、これ程の大戦争を闘つてゐる我が國に、各方面に於て勞務の缺乏を生ずることは正に當

然のことである。此の勞務缺乏を克服して戦ひ勝たんが爲には、あらゆる勞力を重點的に集中して軍需その他の喫緊の要務に事効かぬやうにせねばならぬ。そしてその爲には我々はあらゆる勞働力を動員し、その力を倍加してこれを補はねばならぬ。

◆ 國債の消化も貯蓄も今は決して自己の利殖の爲ではない。これによつて戦力を強化し、頑敵撃滅を敢行する爲である。決して私的生活を豊かにし、個人の幸福を維持し増進せんとする爲ではないのである。

◆ 近來米國が漸く反攻態勢を整へて來たことは南太平洋への引續く反撃、北部アフリカへの上陸、インド及び支那への空軍の補強、或は大島島、アリニューシヤンへの來襲等によつて觀取される。本年に於ける戦局が戦争全体の歸趨を支配することは、去る十二月二十七日今議會本會議勢頭に於て東條兼禧陸相の喝破せられたところであつて、如何に本年の戦争が重大であるか、全國民が精神を引締めて生活態勢を改めねばならぬかと思はれるのである。我等はなほ残存せる過去の平時的な心構を拂拭して、決然として戦争生活に徹底しなければならぬ。

◆ 我等の父兄子弟は南に北に酷熱嚴寒の下、瘴癘の中であつて皇國完勝の頑敵撃滅に生命を捧げて敢戦奮闘してゐる。我等も統

00484

後とて心も身を緩めてはならないのである。前線統體と一体となつて各々の戦域を以て敵撃滅に奮戦しなければならぬ。個人の生活を廢して國民としての生活へ、日本人としての難局打開への奮闘生活へと一大切替を行はねばならぬのである。

◆ 四面海に圍まれた我が國としては、食糧を海外に依存することは此の上もない危険である。足つても足りなくても、我々は國內に生産するものを以て國民の生活を賄はねばならない。衣料も住居資材も悉く戦争中はあるだけのものを辛抱しなければならぬ。否單にそれで辛抱するだけでなく、それを更に極力使はな

◆ 前年來行はれてゐる金屬類の回收を強化されるのもこの爲であり、木材薪炭の増産もこれが爲である。各種經濟統制に協力するものもこの爲であり、この一月の常會徹底事項で強調してゐる新調廢止や豚鬼の増産、薬工品の増産回收やアルミ貨以外の補助貨の回收もこれが爲である。我々は今こそ日常の生活態勢を切り替へて、最低限度の標準の下に設計し生活せねばならぬ。年頭に當つて誓つた「必勝の誓」の如く、勝負は正にこれからであつて、我等は飽くまで生産を増強し、總てを戦争生活に徹し、皇御民

の限り、戦力を發揮して勝つて勝つて勝ち抜かねばならぬ。大東亞戦下第二の新春に當り、我等は固くこの覺悟を堅持して、個人としての生活より日本國民としての捧げる生活に徹底しなければならぬのである。

薬工品増産に

生徒兒童の協力

昨年十二月より當三月迄
薬工品増産運動を展開中

◆ 吹・繩・蕤等の薬工品は、本月の常會徹底事項にも取上げられてゐるやうに、各種物質の荷造りに是非無くてならぬものであつて、その不足は肥料や塩などの配給に困難を來たすばかりでなく、戦地への緊急物資の輸送に障害を及ぼしてその影響するところ洵に寒心に堪えぬものがあるのであるが、時局柄需要量は益々増大するにも拘らず、農村勞力の不足其の他の關係から全國的に生産減退の傾向著しく、その均衡を失ふこともなつてこれが増産は刻下の急務となつてゐるのである。

依つて本縣では農林省指導の下に去る十二月一日から本年三月末日までを以て薬工品増産運動を展開し、遊休の製糖機や製糶機等を皆無ならしめると共に原料薬の確保に努めてその増産に邁進し、又産業組合商業組合等を通じてこれら薬工品の回収に活躍してゐるのであつて、その町村増産數量については夫々既に割當を行つて増産確保に努めてゐるのである。

しかしこれについては一面青年學校及び國民學校の生徒兒童の奉仕的援助に俟つことが極めて多いと思はれるので、今回これ等の學校に於ては各關係方面と連絡して左の要領により積極的に協力するやう通牒が發せられたから、各方面に於てもこれについて充分力添えを切望する次第である。

- 一、青年學校・國民學校に製糖機や製糶機がある場合に於ては、放課後もしくは實習時間を利用する等適當の時期を以て吠・遊及び繩の生産作業を行はしめ、これらの製作機械が無い場合に於ては手拘繩の生産作業を行はしめること
- 二、薬工品の生産を行つてゐる家庭の生徒又は學童については家庭の生産にも協力せしめること
- 三、學校に於て使用する機械及び原料薬については、市町村農會・市町村産業組合等と連絡の上、機械の借入、薬の受給等を行はしめること

火氣に注意せよ

出火の原因は殆ど失火

火災は資財を一朝にして烏有に歸し、吾人生活を脅かし、社會の靜謐を害すること寔に大である。而して昨年中に於ける本縣火災の趨勢は其の度數に、又損害額に於て寔に寒心に堪えず、就中營造物、工場、公用物等の火災の多いのは甚だ遺憾とするところである。

殊に年末には境町、光徳村、安田村の大火相次ぎ、之等の原因は何れも失火に起因し、火氣の取扱粗漏と監督者並に當事者の緊張の弛緩せる體左と云ふべく、大東亞戰下益々生産の増強を期し、戰時生活の徹底切なるの秋、實に火氣こそ國力の消長、延いては大東亞戰完遂に至大の影響あるを以て、此の際縣民各位は特に次の事項に留意して失火防止に萬全を期せられるや、望する次第である。

00486

向ほ車中に於ける火災は取灰、燈明、子供の弄火、炬燵、煙突等に依る失火が主なる原因であつて、其の出火時期は十二月から三月、五月から六月までの間が一番多くなつてゐる。

◆注意事項

- 一、工場、會社、事業場及病院等に於ては概ね次の事項を嚴守すること
- 2、不寢番の制度を設け、職員退所後は必ず一定時間毎に巡回せしめること(宿直員二名以上とし之を以て不寢番制に代へてもよい)
- 3、火氣取扱責任の所在を明かにするため「火の元」日誌或は日誌を備へ、責任者各々捺印して其の責任を明かにして置くこと
- 4、職員の退所に當つては火氣の始末をなした上、火氣取扱主任者に退所する旨届出て退所せしめること
- 5、油類其の他引火性物品附近に於ては火氣を弄せしめないは勿論、已むを得ない場合は火氣の取扱ひを嚴に行ひ、「火の元」責任者と共に火氣のないことを確かめた上退所せしめること
- 6、汽罐、浴場、炊事場等火氣取扱ひの場所は火氣のないこと

をかめた後でなければ絶対に無看守の儘退所しないこと

- 7、火氣取扱ヶ所附近には木屑、紙類、布類、薬其の他可燃性物品等は絶対に放置せず整頓せしめること
- 8、乾燥時、大風時等は不寢番の外に警戒員を増強して警戒を嚴にすること
- 二、寄宿舎、旅館、湯屋及び其の他に於ては一に準じて實施すること
- 三、一般民家に於ては概ね次の事項を嚴守すること
 - 1、外出又は就寢の際は火氣を始末したことを確かめた後に外出又は就寢すること
 - 2、風呂場、竈等に接近して薪炭、紙屑、薬其の他可燃性物品を放置せず必ず整頓して置くこと
 - 3、取灰は不燃質物品中に入れ絶対に火氣のないことを確かめた後でなければ處置しないこと
 - 4、火消壺は堅牢なものを使用すると共に可燃物附近又は破損の虞あるヶ所には絶対に置かないこと
 - 5、子供の弄火を嚴に監督すること

◎週報、寫真週報掲載内容 (一月十三日發行)

▼週報

- 國本たるべき農村の確立
- 決戦下の勤勞動員——厚生省
- 交戦諸國の勞務戰線
- 昭和十七年下半年總目次
- 大東亞戰爭日誌

▼寫真週報

- 宮中に參入する汪精衛國民政府主席
- 保衛東亞へ新中國の國軍強化
- 新中國の資源もわが戦力の増強へ
- 東亞各地の大東亞戰爭一周年記念日
- 現地人から技術者を——昭南の現地人養成所——
- 南の春場所——サイゴン駐屯部隊の相撲大會——
- 隣組の不要品交換會で新調見合せを徹底しませう
- 滿洲へ歸農した拓士の合同結婚式——東京
- 點字を勉強して失明勇士を慰問する女學生

◎行旅死亡一人

北海道八雲郡瀧川町長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨ヲ出有之候

條心當ノ向ハ直接同町長宛照會相成度

一 本籍住所氏名 不詳、年齢三十歳前後ノ男子

二 人相其ノ他 身長五尺二、三寸位、死後六箇月以上経過セル者ト推察セラレ頭部、顔面肉脱落白骨トナレル爲人相判明セズ

三 十月二十日午前八時頃本町下幌倉官設小田島渡船場下流約五十間空知川沿岸ニ漂着シアルヲ發見セルモノニシテ本町東四丁目共同墓地ニ假埋葬ス

四 著衣所持品 綿ノ綿シャツニ國防色綿半ズボン足袋地下足袋十文半ヲ穿ツ

五 取扱者 瀧川町長

昭和十八年一月十五日印刷
昭和十八年一月十五日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所